

構想における市町村合併の組み合わせは、7つの視点で検討しました。

視点 1 生活圏域を踏まえた行政区域の一体性

生活圏域の一体性を踏まえ、「客観的にみて、構想対象町村がどの市町村と合併すれば、合併後においてより強い地域的一体性を持って中長期的な自治体経営を行うことができるか」という観点から次に掲げる項目を中心に検討しました。
 ■地理的・歴史的な一体性 ■行政上の一体性 ■産業・経済上の一体性 ■生活上の一体性 など

視点 2 「山梨県市町村合併推進要綱」との整合性

平成12年3月に策定した「山梨県市町村合併推進要綱」に示された合併パターンとの整合性を考慮し、その延長線上で検討しました。

視点 3 合併協議の経緯など

旧合併特例法の期限内に、さまざまな理由で合併協議に入らなかったり、合併協議を行ったものの合併に至らなかった町村など、こうした経緯や状況も考慮しました。

視点 4 地勢上から見た有意な組み合わせの有無

地理的にみて、その市町村との組み合わせ以外に選択肢がない場合が想定されることから、地勢上から見て他に有意な組み合わせがあるか否かについても考慮しました。

視点 5 市町村の意向など

組み合わせの検討に当たっては、構想対象町村の現況及び将来見通し、地域的一体性、関係市町村の意向などにも留意しました。

視点 6 実現可能性の考慮

将来的な広域合併を視野に入れつつ、期限内での合併実現の可能性を考慮しました。

視点 7 合併市町などの取り扱い

旧合併特例法の期限内で合併した市町であっても、構想対象町村の重要な相手先となる場合などにおいては、構想対象として位置づけました。

山梨県市町村合併推進構想

昨年4月に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律(いわゆる合併新法)」に基づき、県では7つの視点から検討した新たな市町村合併の組み合わせなどを示す「山梨県市町村合併推進構想」を作成し、小規模町村などを対象として、さらなる合併を推進しています。

県内の市町村数は、平成十五年二月末には「六十四」ありましたが、これまでの各市町村による合併への積極的な取り組みにより、現時点では「二十九」となりました。この構想では、県内を七市程度に再編することを将来像に見据え、合併新法下(平成二十二年三月まで)での自主的な市町村合併の推進により、県内を十八市町とすることを目指しています。

地方分権が一層進み、急速に少子高齢化が進行する中、市町村は、厳しい財政状況の下で、多様化・高度化する行政ニーズに応え、自己決定・自己責任の原則に基づき、より一層効果的かつ効率的な行政運営を行うことが求められています。県では、住民に身近な行政サービスは市町村が自ら処理していくという考え方に沿って、自立性の高い自治体が構築されるよう、この構想に基づく自主的な市町村合併を積極的に推進していきます。

